

インターネット上の誹謗中傷等に関する条例の規定状況

自治体名	群馬県	大阪府 大東市	群馬県 渋川市	愛知県	広島県 大崎上島町	大阪府	江戸川区	三重県	大阪府 和泉市	佐賀県	沖縄県
議員提出議案		○			○	○	○	○	○		
インターネット中心	○	○	○		○	○	○		○		
公布年月日	R2. 12. 22	R3. 3. 23	R4. 3. 9	R4. 3. 25	R4. 3. 28	R4. 3. 29	R4. 3. 30	R4. 5. 19	R4. 6. 30	R5. 3. 13	R5. 3. 31
条例名	群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例	大東市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例	渋川市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例	愛知県人権尊重の社会づくり条例	大崎上島町インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例	大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例	江戸川区インターネット健全利用促進条例	差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例	和泉市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例	全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例	沖縄県差別のない社会づくり条例
前文	○	○		○	○	○		○	○	○	○
目的	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定義	○	○	○		○	○		○	○		○
基本理念							○	○			
自治体の責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民の役割	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業者の役割				○			○	○		○	
特定電気通信役務提供者の責務								○			
議会の役割		○			○	○			○		
議員、長、その他公務員の責務								○			
連携協力	○	○	○			○		○	○		○
基本的施策	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
相談体制	○	○	○			○		○	○	○	○
インターネットリテラシーの向上	○	○	○			○		○	○		○
住民の理解の増進（住民への啓発）	○	○	○			○		○	○		○
財産上の措置	○		○			○		○			○
委任			○				○	○		○	